

# 令和8年度 藤岡市鬼石多目的ホール定期使用団体登録制度 説明資料

## 1 登録申請書の提出について

- (1) 提出期間 令和8年1月15日（木）～2月12日（木） 月曜を除く午前9時～午後5時  
提出場所 多目的ホール事務棟カウンター  
提出書類 定期使用団体登録申請書、会員名簿、定期使用希望日確認用カレンダー、（有れば）会則  
※登録された場合は登録許可書を送付します。登録されない場合は電話連絡します。

## 2 定期使用団体について

- (1) 「定期使用団体」とは次の①から③のすべてに該当する団体です。
- ① 住民交流の場にふさわしい活動を続け、鬼石多目的ホールの定期的な使用を必要とすること。
  - ② 代表者の住所又は事務所の所在地が市内にあること。
  - ③ 会員が、おおむね10人以上でその半数が市内に在住、在勤又は在学であること。
- (2) 定期使用日について
- ① 当館の休館日である月曜日（ただし月曜日が祝日の場合は直近の平日が休館日となります。）及び年末・年始の休館日（12月28日～1月4日）は利用できません。
  - ② 土曜日・日曜日及び祝日は開館しています。

## 3 定期使用団体登録の条件について

- (1) ホールの利用に際し、道徳心を持ち、他の使用者の模範となるよう遵守事項を守ること。
- (2) 市及び教育委員会が使用する場合又は官公庁等が使用する場合は、使用できない場合があること。
- (3) 他の団体が、イベント等を定期使用日に開催しようとする場合は協力すること。
- (4) **年末の大掃除の奉仕作業に参加すること。**
- (5) 登録期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とすること。

## 4 定期使用団体登録の取消しについて

次のいずれかに該当するときは、定期使用団体としての登録を取り消すことがあります。

- ① 登録の虚偽申請や使用料の遅滞があった場合

- ② 登録条件に違反があった場合
- ③ 使用条件又は使用者の遵守事項に違反した場合
- ④ その他規定違反とみなされる行為をした場合

## 5 その他定期使用団体について

- (1) 登録団体は毎月の使用許可申請は不要です。
- (2) **使用料の納付は月ごととし、納付期限は前月の月末までです。**
- (3) 登録団体の使用時間は、午前9時より午後9時30分とします。  
使用時間には器具の撤収、清掃及び駐車場より車を出す時間も含まれます。
- (4) 使用日の変更（取消）は事務棟（TEL0274-20-3011）に3日前までに必ず連絡してください。

## 6 その他の注意事項

- (1) 代表者は会員に注意事項等を周知してください。
- (2) 使用後は速やかにお帰りください。特に夜間に使用する団体は必ず守ってください。
- (3) 日誌は必ず記入してください。

### 問い合わせ

鬼石多目的ホール 0274-20-3011

藤岡市役所地域づくり課 0274-40-2211